

法定外目的税の実現に向けた検討素材

【前回意見に対する考え方の整理（事務局案）】

テーマ	主な前回意見（再掲）	考え方の整理（事務局案）※頁は制度設計素案（骨子）の記載場所	課題等
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・制度設計に際し、首尾一貫した説明が重要であり、<u>目的をはっきりさせるべき</u>。交通混雑の原因を来訪者と考えると、追出し税のような形になり、域内の交通まで課税対象に含めると、課税根拠が変わってくる。 ・現在の骨子では、<u>財源調達との記載があり、財源調達のための税ともなっている</u>。 ・正月三が日と同等の交通規制は、これまでかなり議論したが、多大な労力が必要であり、現在のような<u>経済手法による検討</u>となった。 	<p>〔課金の目的〕 P.3-1-1 法定外目的税は、「財源を集める税」と「インセンティブ」を持たせる税があることから、両者を兼ね備え、<u>「鎌倉市における円滑な交通環境を実現するため」という目的の方向性で整理</u>を行っていく。</p> <p>〔課金の用途〕 上記から、課金の用途は「<u>円滑な交通環境を実現するため</u>」の施策に充てることとし、対外的にも説明ができるよう、<u>ある程度の目標を示しつつ、財源が適切な執行となっているか明示、チェック</u>していく。</p>	<p>目的を限定すると、商業・観光振興の向上等への用途が制限されてしまうのか</p>
課金パターン （市民の負担）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市民の負担を免除しない根拠</u>は何か。 ・車がエリア内を走ることには<u>区別はない</u>。<u>市民感情もあり、何が公平か慎重に議論</u>すべき。 ・<u>内々交通も混雑の原因</u>、市民の負担を免除するという訳にはいかないのでは。海外では域内住民の負担を軽減した例がある。 ・鎌倉市の市民は市税を負担、市外の観光客等が原因で混雑しているのであれば、市外の観光客等に課税するというのは、<u>論理として分かりやすい</u>。 ・ある程度の制度の正当性を考えると、<u>市民負担が全く無いのではなく、少しは負担して貰う</u>という考えはあるのではないか。 	<p>〔課金の用途〕 P.4-1-2 市民への課税については、市民は円滑な交通環境の実現に関する施策への負担をすでに市民税等で負担をしていることや、今後の市民合意等を視野に入れ、以下の点に留意しつつ、<u>一律に課税対象外とする</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への課金を0～0.1とすると、<u>その根拠の説明</u>が求められる。 ・本年9月に実施するアンケート結果や今後のパブリックコメントの内容も踏まえる。 ・ロープラの実施と同時に、市民は、自らの過度な自動車利用を控える「<u>交通市民憲章</u>」の制定を目指す。 	<p>昨年実施した総務省との事前ヒアリングでは、市民の減免は原因者が誰かを考えると、税の公平性の観点から再考が必要との見解が示されている。</p>

テーマ	主な前回意見（再掲）	考え方の整理（事務局案）※頁は制度設計素案（骨子）の記載場所	課題等
納税義務者	≪事務局より≫ 課税対象者は、鎌倉地域に流入する者（運転者）とするが、カメラ課金の場合、車の所有者となることについて	該当ページなし ・ <u>駐車場の取り締まりに関する規定の考え方を援用する。</u> 運転者→道路交通法上の駐車禁止違反（違反点+反則金） 使用者→道路交通法上の放置違反金制度（違反金）	総務省との事前ヒアリングで指摘あり 税法に当てはめることができるか
継続的なチェック機関の設立等	≪事務局より≫ 法定外目的税は期限を設定するが、期限ごとに課金額や税金の用途を変更する場合の手続きについて	P.4-1-2（新規追加） ・流入量に変化がないときに、市民への課税を対象としたり、課金額を増額することや、逆に流入量が削減したときに課金額の減額や税金の用途を変更することをチェックする <u>第三者機関を立ち上げる</u> ことにより対応する。	一度、総務省で同意を得た内容を自治体の判断（第三者機関等）で変更することは可能か
課金対象外	≪事務局より≫ 緊急車両、福祉車両、障がい者等の車両、路線バス、鎌倉市に営業区域があるタクシー、宅配車両、鎌倉市内に事業所や店舗がある業務車両の扱いについて	P.4-1-2 ・ <u>公共交通の転換が難しい車両については課金対象外</u> ・ <u>二輪車については、交通に与える影響が少ないこと、システムが煩雑になることから課金対象外</u>	対象外とする車両の定義
総務大臣による同意協議への対応	≪事務局より≫ 法定外目的税については以下の3つの要件に該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならないとあるがクリアすることは可能か。 ① 国又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること ③ 国の経済施策に照らして適当でないこと	該当ページなし ②について ←国道 134 号は、県土の骨格を形成し、内外交通や通過交通を処理する道路であり、鎌倉の中心部を通過していないことから課金しないことや、課金対象エリアの周辺には迂回路があることから、 <u>物の流通に重大な障害を与えるとまでは言えない。</u>	左記の考えで総務省の同意を得ることができるか

以上